

横須賀市 障害とくらしの支援協議会

第3回（令和5年度第1回） 全体会 次第

日 時：令和5年6月28日（水）
14時00分から16時00分（予定）
会 場：横須賀市役所本館3号館 5階正庁

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和5年度 障害とくらしの支援協議会のスケジュール（案）について
- (2) 第7期横須賀市障害福祉計画（第3期横須賀市障害児福祉計画を含む）
策定に向けての意見について
- (3) 委員の所属団体等の活動状況と地域課題に関する意見交換
- (4) その他

3 閉 会

◆配付資料

【資料1】 令和5年度障害とくらしの支援協議会活動（計画）

【資料2】 第7期横須賀市障害福祉計画（第3期横須賀市障害児福祉計画を含む）策定に向けての意見

第 7 期横須賀市障害福祉計画
(第 3 期横須賀市障害児福祉計
画を含む) 策定に向けての意見
(案)

横須賀市障害とくらしの支援協議会

令和 5 年 (2023 年) 7 月

はじめに

横須賀市においては、第6期横須賀市障害福祉計画の期間中、市内に暮らす障害児者の福祉の増進のため、様々な施策、取組を実行していただきました。それにより、障害をお持ちの方々の生活がより豊かなものになっていくことは、共に横須賀市の障害福祉を前進させていく立場にある私たちにとっての希望でもあります。

しかしながら、当事者の方たちがご自身の意思に基づき、自由に選択し、行動し、地域において日々の暮らしを他の方と同様に当たり前を送るためには、いまだに多くの障壁が存在しています。

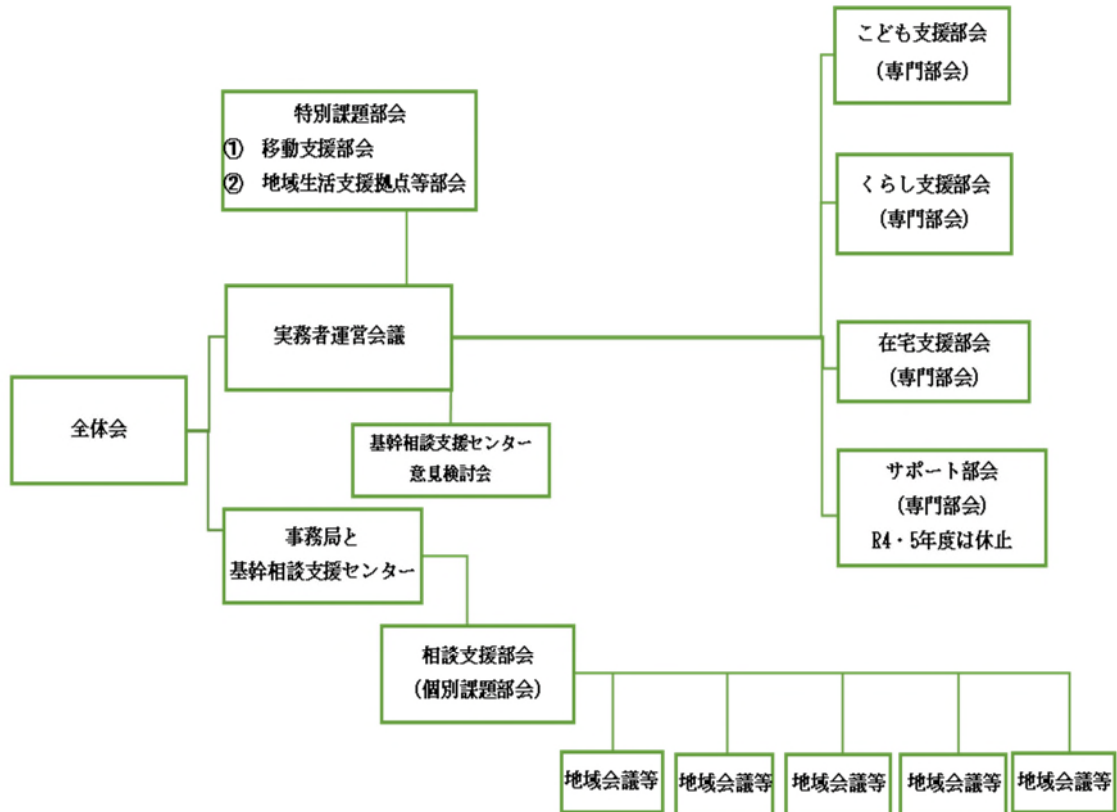
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第1条の2において、「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること」を基本理念として定めています。

当協議会においては、法第88条第9項の規定に基づき、計画の見直しに向けた意見を提出するにあたり、これら法の基本理念を実現するということを念頭に置きながら議論を重ねてまいりました。

新たな計画の策定にあたっては、当協議会の意見を斟酌いただき、当事者、家族、支援者、地域住民の方など、すべての横須賀市民が共有し、実行できる計画として、内容の充実が図られることを期待しています。

横須賀市障害とくらしの支援協議会

◆ 障害とくらしの支援協議会機構図



※ 令和5年7月現在

(注) 本文中、【 】内に記載してあるものは、上記機構図中の実務者運営会議又は各部会を表しています。

例；【実務者】…実務者運営会議

【拠点】……地域生活支援拠点等部会

目 次

I 計画の見直しにあたってお願いしたいこと

- 1 日中活動の場について 1
- 2 就労支援について 2

II 数値目標（現行計画「第5章」）

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行について 3
（現行計画「第5章の（1）」）
- 2 地域生活支援拠点等の整備について 5
（現行計画「第5章の（2）」）
- 3 障害児支援の提供体制の整備等について 10
（現行計画「第5章の（4）」）
- 4 相談支援体制の充実・強化等について 16
（現行計画「第5章の（5）」）
- 5 障害福祉サービス等の質の向上について 18
（現行計画「第5章の（6）」）

Ⅲ 障害福祉サービス等の見込量（現行計画「第6章」）

1 障害福祉サービス等の見込量について（現行計画「第6章の2」）

(1) 訪問系サービスの見込量

① 居宅介護・重度訪問介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

② 同行援護・行動援護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

(2) 日中活動系サービスの見込量

① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）・・・・・・・・・・・・・・ 23

② 療養介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

③ 短期入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

(3) 居住系サービスの見込量

① 共同生活援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

② 施設入所支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

③ 自立生活援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

(4) 相談支援の見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

(5) 障害児通所支援等の見込量

① 児童発達支援・放課後等デイサービス・・・・・・・・・・・・・・ 33

② 医療定期ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

2 地域生活支援事業の実施や量の見込（現行計画「第6章の3」）

(1) 理解促進研修・啓発事業の実施について 35

（現行計画「第6章の3の（1）」）

(2) 成年後見制度利用支援事業の見込量 36

（現行計画「第6章の3の（4）」）

(3) 意思疎通支援事業の見込量 38

（現行計画「第6章の3の（6）」）

(4) 移動支援事業の見込量 39

（現行計画「第6章の3の（8）」）

IV 第7期計画策定に新たに追加してほしいこと

1 複合的サービス利用の推進【新規】 41

2 意思決定支援に基づく介護保険サービスとの協働【新規】・ 42

3 福祉型障害児入所施設の設置【新規】 44

I 計画の見直しにあたってお願いしたいこと

1 日中活動の場について

(現行計画「第6章の2の(2)生活介護」関係)

■現状と課題

- 日中活動の場について、「かがみ田苑の在り方検討委員会」の中で、市内の生活介護事業所や就労継続支援B型事業所の利用状況を調査したところ、空きがある事業所がかなり存在することが判明した。**【実務者】**
- 特別支援学校等の卒業生が卒業後の進路として、生活介護事業所や就労継続支援B型事業所を利用する場合、通所手段が確保できないことで通所することができない状況がある。**【実務者】**
- 知的重度障害者の中で移動が難しい方が、かがみ田苑だけに進路を頼っている課題がある。**【実務者】**

■計画への意見

- 数値目標や見込量を設定するにあたり、どの地域にどのくらいの利用者があるか、調査をしたうえで検討することが望ましいです。
- そのうえで、空きのある事業所が存在するにもかかわらず、通所できない方がいるような状況が生じないよう、通所希望者と事業所の空き情報をマッチングするような仕組みをつくることを望ましいです。
- また、各地域の利用者の方の通所方法等に関するニーズを調査したうえで検討することが望ましいです。
- 重度障害者の地域生活推進のために、支援関係者を含めた協議の場(検討の場)の設置が望ましいです。

2 就労支援について

(現行計画「第6章の2の(2) 就労移行支援・就労継続支援A・B型・就労定着支援」関係)

■現状と課題

- 一般就労を目指す障害者にとって欠かすことができない就労継続支援A型事業所及び就労移行支援事業所の数が十分ではない。**【実務者】**
- 一般就労に向けた企業実習の機会が十分ではない。**【実務者】**
- 市内の企業において、障害者に対する理解をさらに深めていただく必要がある。それにより、企業実習の機会の確保や障害者雇用の増加が期待できる。**【実務者】**

■計画への意見

- 横須賀市が必要と考える就労継続支援A型事業所及び就労移行支援事業所を検討し、それに基づき、それぞれの事業所数の目標値を計画に位置付けることが望ましいです。
- 市内の事業所が実施している横須賀商工会議所との連携事業をモデルとし、商工会議所の協力を得ることで、企業実習の機会を得るなど、市内企業の障害者に対する理解促進をより一層進めることが望ましいです。
- こうした市内におけるモデルケースを参考にして、市においても商工会議所や市内企業と連携を図り、障害者の理解促進や就労支援を事業として実施することが望ましいです。

Ⅱ 数値目標

(現行計画「第5章」)

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行について

(現行計画「第5章の(1)」)

■現状と課題(1)

- 障害者支援施設(以下「入所施設」という。)から地域生活への移行については、入所施設利用者のみならず、精神科病院(以下「病院」という。)から地域に移行する精神障害者及び児童養護施設等から地域に移行する児童への支援も充実を図る必要がある。**【相談】**

■計画への意見

- 第6期計画では施設入所者数の削減という視点から、入所施設等からの移行者に限定して地域移行者の数値目標を立てています。しかしながら、地域移行の支援が必要な方は入所施設利用者に限ったものではありません。
- よりきめ細かい支援を実現するために、地域生活への移行者数を、入所施設からの移行者数、病院からの移行者数、児童養護施設等からの移行者数に分けて数値目標を設定することが必要です。
- また、入所施設利用者の地域移行については、本人の意思に基づき支援することが大前提であり、入所施設利用者の定員数の削減を目指すものとならないよう配慮願います。

■現状と課題（2）

- 入所施設等から地域へ移行しようとするとき、地域の社会資源は非常に少ない状況にある。特に重度の方を支える共同生活援助（以下「グループホーム」という。）はその数が増加しない状況にある。**【実務者】**
- 経過的措置として、グループホームで個人単位の居宅介護等を利用することについて制限がかかっている。この点を見直さなくては、重度の方や高齢化した利用者の支援を継続して実施することは困難である。**【実務者】**

■計画への意見

- 重度の方を受け入れることができるグループホームの定員数と、それ以外のグループホームの定員数を分けたうえで、数値目標を設定することが望ましいです。
- グループホーム利用者の個人単位の居宅介護等の利用の条件を明確にしたうえで、利用することを可能にすることが必要です。
- 居宅介護及び重度訪問介護の数値目標とも連動する事項です。計画の見直しにあたっては、このことも議論したうえで数値目標を設定することが必要です。

2 地域生活支援拠点等の整備について

(現行計画「第5章の(2)」)

① 緊急時の受け入れ・対応について»

■現状と課題(1)

- 緊急時に確実に受け入れてもらえるような専用枠が必要。【拠点】
- 緊急時に必ずしも短期入所(以下「ショートステイ」という。)を利用するということではなくて、普段からつながっている事業所で支える仕組みが必要。【拠点】
- 緊急時に対応する際、支給量の変更や緊急時対応の加算など柔軟な対応が必要になる。【拠点】
- 障害者の日常生活を脅かす事態が生じたときに、直接対応する支援者とコーディネーターが協働しながら対応していけるための仕組みを市内で構築することが必要。【拠点・実務者】

■計画への意見（1）

- 日常生活から大きな変化が生じる緊急事態に対し、事態発生から平時の対応に戻るまでを、行政及び障害福祉サービス事業者が連携し組織的に対応できる仕組みづくりを進めることを計画に位置付けることが必要です。
- 仕組みづくりを進めるにあたり、次の事項を考慮することを計画に記すことが望ましいです。

【考慮事項】

- ・ 緊急対応に伴うサービスは、平時のサービスに上乗せできる新たな制度を創設することが必要であり、平時のサービスの支給決定に影響を及ぼさないようにすると、対応しやすくなると思われます。
- ・ 現状の仕組みを活用するとともに、共通のコーディネートの方法を確立することで対応しやすくなると思われます。
- ・ 緊急時の受け入れに備えた、専用枠（空室等）を確保すると対応しやすくなると思われます。
- ・ 通所事業所のリソース活用を視野に入れると、対応しやすくなると思われます。
- ・ コーディネーター、専用枠の確保には、経済的支援が必要です。
- ・ 一部の事業所に負担が偏らないよう、輪番制で対応できる仕組みも必要です。
- ・ サービスに繋がっていない在宅障害者の情報をあらかじめ把握しておくことも重要です。

■現状と課題（2）

- 緊急時には、本人の生育歴などがわからない中で対応せざるを得ない場合があり、支援者が対応に苦慮することがある。【拠点】

■計画への意見（2）

- サポートブックは、本人の情報及び支援の方向性を関係者で共有して本人を支えるために記録していくものであり、緊急時においてもその効果が発揮されるものです。
- サポートブックのさらなる普及啓発を計画に位置付けることが必要です。
- サポートブックに災害時要援護者支援の個別避難計画を記載する箇所を設けて、日中の場(学校・放デイ・生活介護・相談支援事業所等)に置くようにすることが望ましいです。
- 生まれてから高齢に至るまでの期間で、福祉医療情報を連続的に記録することにより、サポートブックの対象者が従来の18歳未満から、高齢者まで拡がり、サポートブックを利用する関係者も拡大し、サポートブックも人生全般をサポートするという役割を担うこととなります。これに伴い、子供、成人、障害、高齢という幅広い分野での連携が可能となります。
- サポートブックの管理や更新を誰が行うのか、それを明確にすることで安定的に運用することが可能になります。また、ICT技術等を活用することで、利活用の機会が広がります。

② 地域の体制づくりについて

■現状と課題（１）

- サービスの利用調整や緊急時の対応などを行う場合、支援者間の連携が十分になされることで、それらの対応が円滑に進められる。【拠点】
- 支援者同士のつながり、ネットワークが十分でない場合、本人の支援が円滑に進まないことがある。【拠点】

■計画への意見（１）

- サービスの利用調整や緊急時の対応などを行う場合、本人を支援する支援者間で良好な関係性が構築できていることで、それらの対応が円滑に進められるということがあります。
- ネットワークづくりのための場を市が主導となって設置することで、事業所の職員が業務として参加することが容易になります。
- 「支援者のネットワークづくり」を計画に位置付けることが必要です。
- 障害福祉サービス事業所と他の機関（学校、介護保険事業所等）の連携強化を計画に位置付けることが必要です。
- 連携強化の取り組みは、障害福祉サービス以外の事業所との関係づくりを進める必要があることから、まずは市が主催者となり進めることが望ましいです。
- 行政も参加した形のサービス等利用計画作成におけるサービス担当者会議を機能させることが必要です。

■現状と課題（2）

- 障害者の地域での生活を安心して豊かなものにするためには、その住居（入所施設、グループホーム、自宅）の別にかかわらず、地域との日常的な繋がりが必要であるが、現状、障害者と地域との繋がりは弱く狭い。**【在宅】**

■計画への意見（2）

- 障害者の地域生活を充実させるためには、地域社会との交流を深め、広げていく必要があります。
- 高齢分野では地域包括支援センター、地元町内会、地区社協等の一定の繋がりがありますが、障害分野では地域の温度差があり、十分とはいえません。
- 障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センター、地元町内会、地区社協、地区民生委員等との定期的な交流の場を設けることが望ましいです。

3 障害児支援の提供体制の整備等について

(現行計画「第5章の(4)」)

① 不登校児への支援について

■現状と課題

- 不登校児への支援については、学校と家庭で緊密な関係が築けている場合は早急に課題を把握できる場合が多いが、中学生になり学校との関係性が薄れると、十分な支援を受けられなくなることがある。【こども】
- 不登校の原因が本人だけの問題ではなく、家庭に課題があり本人が登校する準備ができないがために不登校となる場合もある。そのことを支援者、関係者に理解してもらう必要がある。【こども】
- 不登校のお子さんの中には、学校だけでなく放課後等デイサービスにも通えないというお子さんもいる。限られた貴重な就学期に家に引きこもってしまう状況が起きている。【こども】
- お子さんや保護者にとって、学校以外の居場所の選択肢が必要であるが、現状、それが十分ではない。地域にはお子さんの居場所づくりに取り組んでいる団体等があるので、そうした団体への支援も必要である。【こども】

■計画への意見

- 不登校のお子さんが、地域社会とつながることができる機会を確保する具体的な方策を計画に位置付けることが必要です。

【方策例】・不登校のお子さんの居場所となる施設や団体等の地域情報を集約し、保護者の方に提供する取組

- ・行政や障害福祉サービス事業者等に認知されていない NPO やボランティア団体などの地域資源を見つけ、それらの団体との関係性を構築する取組

- 学校だけでは解決が難しい場合であっても、不登校のお子さんが地域で孤立しない具体的な方策を計画に位置付けることが必要です。

【方策例】・学校と放課後等デイサービス事業者、障害福祉サービス事業者及び障害者相談サポートセンターが気軽に相談しあえる関係づくりを進める取組

- 市が主体となって不登校児の居場所づくりを進めることが望ましいです。その場合、放課後等デイサービス事業所を居場所とするという考え方もあります。

- 不登校特例校を設置することが望ましいです。

② 医療的ケア児の支援について

■現状と課題

- 在宅医ケア児のレスパイトケアが不足していることで保護者に相当の負担がかかっている。医療的ケアが必要なお子さんが、市内の保育園等に通えないという状況にある。【こども】
- 小さいお子さんだけでなく、養護学校に通っているお子さんについてもレスパイトケアが不足しており、保護者がご兄弟の学校の行事などに参加することができない状況がある。【こども】
- 医ケア児の登下校時の送迎は大きな課題がある。医ケア児の登下校時における送迎バスやタクシーの活用が試行されているものの、利用できる児童は限られている状況である。保護者が送迎可能な場合、保護者に協力をしてもらうしかない状況である。【こども】
- 看護師の確保が難しい状況がある。看護師が対応する医ケア時のことをよく知らない中で対応してもらうことは、現実的に困難である。【こども】
- 医ケア児にとって、同年齢のお子さん達と過ごす機会はとても貴重であり、既存の施設等の活用も含めそうした機会を多く得られるような環境を整備する必要がある。【こども】
- 医ケア児の支援については、介護福祉士の活用も含めて柔軟に対応することも重要である。その場合、対応に当たる介護福祉士の質を確保することも重要である。【こども】
- 医ケア児を学校から事業所へ送るときは、現在の看護師人員で対応できている。しかし、各家庭との送迎となるとより多くの看護師が必要となり、その確保が非常に困難な状況なので、保護者に協力をいただいたり移動支援を利用したりといった状況にある。【こども】

■計画への意見

- 在宅医ケア児のレスパイトケアが不足していることで保護者に相当の負担がかかっている現状を少しでも改善するため、政令市及び中核市を除いて神奈川県が実施している「医療的ケア児在宅レスパイト事業」（市町村障害者福祉事業推進補助金）と同様の事業を始めることが望ましいです。あわせて、計画に同事業の実施予定数等を記載することが望ましいです。
- 医ケア児の支援にあたっては、看護師の確保が必要になります。看護師資格を持っているが、現在その職に就いていない方の人数等を、障害福祉部門が保健医療部門及び教育部門と連携し把握することが必要です。そして、その情報を活用し、医ケア児の支援にあたる看護師の確保を進めることを計画に位置付けることが必要です。
- 訪問看護サービスの利用だけでは、医ケア児の保護者のレスパイトケアが十分に確保できないため、レスパイトケアを行う事業者参入を目的とした市の補助事業等を計画に位置付けることが必要です。
- 医ケア児を受け入れている市内の放課後等デイサービス事業所等の数を市が把握することが必要です。その上で、事業所数が不足している場合は、医ケア児に対応する放課後等デイサービス事業所等を増やす目標値と増やすための取り組みを計画に定めることが必要です。

③ サポートブックの利活用について

■現状と課題

- 学校現場において、サポートブックの存在があまり認知されていない、十分に活用されていないという現状がある。【こども】
- サポートブックが活用されていると、18歳以降の支援において、大変参考にできる。【こども】

■計画への意見

- 6期計画の第4章の4-2で、「障害のあるお子さんのための相談・支援ファイル（サポートブック）の普及」が事業として掲げられています。サポートブックの普及をさらに推し進めるため、市内の支援学校等に対する普及活動を具体的に計画に位置づけることが必要です。
- サポートブックがより一層活用されるようにするための取組を具体的に計画に位置づけることが必要です。
【取組例】・サポートブック活用事例を保護者、支援者の方たちに対しレクチャーする。
- 家庭・教育・福祉の連携によるトライアングルプロジェクトの枠組みを活用し、事例報告会、情報交換会等を通じて、サポートブックが引き続き活用されていくよう、取組を計画に位置づけることが必要です。
- サポートブックはすべての方に渡すよう配布し、学校・生活介護事業所・地域作業所・就労継続支援事業所等に協力してもらい普及するよう努めることが必要です。その際サポートブック作成支援に加算を付けることが望ましいです。

④ ピアカウンセリングについて

■現状と課題

- 当事者や家族が障害福祉相談員に対して直接連絡をすることは、非常に敷居が高いと感じられている。その結果、障害福祉相談員に対する相談が寄せられていないのが現状である【こども】

■計画への意見

- 障害のあるお子さんの保護者にとって、同じ境遇の方と相談できる機会は大変貴重なものであり、障害福祉相談員の仕組みは引き続き必要です。
- 相談のしづらさを緩和するため、市が主催者となる障害福祉相談員による相談会の実施が必要です。
- 市主催の相談会の実施及び実施予定回数を計画に記載することが必要です。
- 基本的なカウンセリング方法等に関する研修を受講した者などを相談員として登録し、基幹相談支援センターなどでピアカウンセリングを実施することが望ましいです。
- ピアカウンセラー養成研修を市が実施し、研修修了者をピアカウンセラーとして認定することが望ましいです。
- ピアカウンセリングとは別に、市内の当事者活動の情報を収集、把握し、発信することも重要です。また、併せて当事者活動を支援する取組を実施することが望ましいです。

4 相談支援体制の充実・強化等について

(現行計画「第5章の(5)」)

■現状と課題(1)

- 相談支援専門員は、利用者やその家族等からの相談を受ける専門家であり、それらの機会を通じて本人の状態像を詳細に把握している。そのため、本人に対する効果的なアプローチ方法などを心得ており、関係性を築くことが困難な障害者との間でも、円滑なコミュニケーションを図ることができる。**【相談】**
- この専門性を活かして、相談支援専門員が支援者たちの中心となり、いわゆる「チームアプローチ」の核として支援にあたる体制を構築することができれば、より充実した障害者支援を実現することが可能となる。**【相談】**
- また、障害者の支援に困難を抱えている他の障害福祉サービス事業所等の従業者たちにとっても、その負担を軽減に大きく寄与することと考えられる。**【相談】**

■計画への意見

- 相談支援専門員の業務やその役割の重要性に対する啓発を進めることが必要です。
- 障害福祉サービス事業所の従事者が相談支援専門員と協力して障害者支援にあたることの重要性を、計画に位置づけることが必要です。
- その際、サービス等利用計画作成に係るサービス担当者会議を活用することが望ましいです。

■現状と課題（2）

- 現在の障害福祉サービスの制度や報酬体系は、相談支援事業の実態に即していない部分が多く、計画相談支援事業をはじめとした相談支援事業者にとって大変厳しいものである。【相談】
- サービス等利用計画の作成やモニタリングの実施に要する業務量に対し、その対価である報酬が十分に評価されていない状況にある。【相談】
- さらに相談支援専門員は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象となる直接処遇職員に含まれないことから、同加算によって処遇改善が十分になされているとは言えない。【相談】

■計画への意見

- 過大な業務量や業務負担、他の支援と比較して高いとは言えない給与等、相談支援専門員を取り巻く過酷な労務環境を少しでも改善するため、市による補助事業の創設など、具体的な方策を検討することを計画に位置付けることが必要です。

5 障害福祉サービス等の質の向上について

(現行計画「第5章の(6)」)

■現状と課題

- 市内のグループホームが増加する中で、運営基準を満たしているものの障害福祉サービスの質の差が顕著に表れている。同一サービスであるにもかかわらず、事業所の個性の違いといった許容範囲を超える差が生じており、利用者が不利益を被る事態が生じている。【相談】
- 利用者が安心してグループホームでの生活を継続していくために、グループホームにおけるサービスの質を高める必要がある。【相談】

■計画への意見

- グループホームのサービスの質を高める取組について、具体策を検討することを計画に位置付けることが必要です。
【方策例】・事業所の従事者に対する研修の実施、利用者満足度調査の実施、市独自の優良事業者の評価制度の実施、優良事業者に対する補助金の交付など
- また、事業者が福祉サービス第三者評価を受審しやすくするよう、受審費用の助成等を検討することも必要です。

Ⅲ 障害福祉サービス等の見込量

(現行計画「第6章」)

1 障害福祉サービス等の見込量について

(現行計画「第6章の2」)

(1) 訪問系サービスの見込量

① 居宅介護・重度訪問介護

■現状と課題(1)

- 重度障害者が自宅等で安心して生活をするためには、在宅支援のうち、特に重度訪問介護の利用は必要不可欠であるが、本市においては、重度訪問介護の利用実績は1月あたり6人(令和4年度)にとどまっている。また、利用実績に基づく6期計画における見込量も1月あたり5人となっている。

【相談】

■計画への意見(1)

- 重度訪問介護が十分に活用されるようにすることが必要です。
- アンケート調査等により自宅等で生活する重度障害者の現状やくらしの希望を把握し、重度訪問介護がより活用される取り組みを進めることを前提として、見込量を算出することが必要です。

■現状と課題（2）

- 自分が住む場所を自分で選択することは、障害の有無に関係なくすべての国民に保障された基本的権利である。しかし障害者においては住居の選択が非常に硬直的になっている。**【在宅】**
- 横須賀市では重度訪問介護の利用が進んでいない。その主な要因として、以下の3点が考えられる。**【在宅】**
 - ①障害当事者が重度訪問介護の内容をよく分かっていないこと
 - ②サービス提供事業所の受入体制が整っていないこと
 - ③利用実績が少ないため、支給決定する行政サイドの経験値が少なく柔軟な対応ができないこと

■計画への意見（２）

- 入所施設やグループホームから在宅への移行を容易にするためには在宅生活の環境を整えることが必要となります。
 - そのための方策の一つとして、重度訪問介護の普及促進が考えられます。
 - 重度訪問介護は見守りを含む包括的なサービスとして利用者の活動範囲を広げ、障害者の住居選択の自由度を広げることに繋がるものです。利用を促進するための方策としては以下のようなものが考えられます。
 - ①利用者に重度訪問介護の内容を知って貰うための啓発活動
 - ②対応事業所及び対応ヘルパーの育成
 - ③支給決定の柔軟性・個別性の確認
 - ④重度訪問介護のテストケースを設け検討する。
- *③については重度身体障害者だけでなく、重度知的障害者（例；行動障害を持つ方）や重度の精神障害者等も支給対象とすることが望ましいです。また、最低８時間以上の長時間利用等の要件を満たした上で、数値目標を設定することが必要です。

② 同行援護・行動援護

■現状と課題

- 移動は障害児者の住居、職場、施設、余暇活動、買物等、生活の場面を繋ぎ、かつ移動そのものが生活を充実させる重要な要素である。障害児者の移動の質を向上させるための制度として、同行援護・行動援護のサービスが創設された。しかし、横須賀市では同行援護・行動援護の活用が進んでいない状況（指定事業所数は、同行援護：8、行動援護：2）であり、障害者の生活の質を向上させるためにはこの課題を解決する必要がある。**【在宅】**

■計画への意見

- 質が高く専門性がある移動サービスの提供は単に物理的移動を意味するのではなく、在宅生活を含む利用者の生活全般の質を向上させるとともに、当事者及び支援者の意識向上にも繋がるものです。その一環として同行援護及び行動援護の普及促進が必要です。

【普及促進のための取組】

- ①利用者に行援護及び行動援護の内容を知ってもらうための啓発活動
- ②対応事業所及び対応ヘルパーの育成

(2) 日中活動系サービスの見込量

① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

■現状と課題

- 障害者が自立して生活することを目指す場合、居宅等において食事や家事等を独力で行えるだけの生活能力を身に付けることも必要になる。グループホームにおいても、生活能力の向上を目的とした訓練を受けられる場合もあるが、市内のグループホームの現状を見るに、相当難しい状況にある（訓練よりも見守りや身の回りの世話を主にしているグループホームが多いため）。【相談】

■計画への意見

- 自立を目指す障害者が、より適切な訓練を受けることができる機会を確保するため、市内に宿泊型自立訓練事業所を整備することを、計画に位置付けることが必要です。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）についても、障害者の自立を実現するためには欠かせないサービスであることから、宿泊型自立訓練事業所と併せて、自立を目指す障害者がより手厚い支援を受けることができるよう、自立訓練事業所の目標事業所数を定め整備することを計画に位置付けることが必要です。また、この目標を踏まえた見込量に設定することが必要です。
- 6期計画で、1月あたり1人としている自立生活援助の見込量を、実情を踏まえたより適切な数値に設定することが必要です。

② 療養介護

■現状と課題

- 療養介護事業は日中活動系サービスに分類されているが、病院の入院と一体的に行われる障害福祉サービスである。横須賀市においては、その利用対象者を重症心身障害認定がある方に限定しているため、18歳以降に同様の障害状態になった方は対象とならず、その方々の暮らしの場の選択がなく、行き先がない課題が出ている。【実務者】

■計画への意見

- 療養介護利用対象者の拡大を検討する必要があります。

③ 短期入所

■現状と課題

- 緊急時の受け入れ先（利用先）確保において、日常的なコーディネート機能が果たされていない。【くらし】
- 障害特性に応じた専門的対応ができる事業所が少ない。【くらし】
- 身近な場所に「ショートステイ事業所」がない。【くらし】
- 利用の際、「ショートステイ事業所」までの移動手段の確保が難しい。【くらし】

■計画への意見

- 現在のショートステイの機能の分化（役割の明確化）とともに地域性と障害特性に応じたショートステイの創設が必要です。
- 横須賀市における緊急短期利用と計画短期利用（日常利用）に関するコーディネートの仕組みを作ることが望ましいです。

(3) 居住系サービスの見込量

① 共同生活援助

■現状と課題（1）

- 現在、入所施設利用者の地域移行を推進するにあたり、その受け皿の一つである日中サービス支援型共同生活援助事業所が市内に無い。【相談】
- 一方で、日中サービス支援型の類型は創設されて間もないこともあり、全国的にも事業実績が少なく、事業者の支援技術等を含めて、サービス提供に関する環境が十分に成熟していないという課題がある。【実務者】

■計画への意見

- 日中サービス支援型共同生活援助事業所について、よりその内容を検討するとともに、提供事業者には、この事業が目指す目的が果たせるよう整備目標を計画に位置付けることが望ましいです。
- また、日中サービス支援型共同生活住居を整備する場合は、その整備目標や見込量を、介護サービス包括型と日中サービス支援型のサービス類型ごとに設定することが望ましいです。

※ 関連事項…Ⅱの1の(2)（4ページ）

■現状と課題（２）

- 現行計画において、新規整備が年間５棟（２０名分）あると見込んでいるが、現状、主に軽度の方を対象とするグループホームは飛躍的に伸びたが、重度の方や高齢の方を受け入れるグループホームは圧倒的に不足している（２０２１年の実態調査でも明らかである）。入所施設からの地域移行を進めるためには、今後ますます地域の受け皿としてのグループホームの役割は大きくなると考えられる。**【実務者】**

■計画への意見

- 計画において、グループホームの整備方針を明確にしたうえで、例えば、重度の方を○人、軽度の方を○人というように、障害区分等で明確に分けたうえでグループホームの見込量を設定することが必要です。

■現状と課題（3）

- 毎年、市内のグループホーム設置計画では利用者定員が20名ずつ増加しているが、利用者のニーズにあったグループホーム設置がなされているとはいえない。障害特性によって利用を断られてしまう事態も散見される

【相談】

■計画への意見

- 知的・身体・精神の三障害など、それぞれの利用者のニーズに対応できる共同生活援助事業所の整備を進めるにあたっては、需給状況を把握することが必要です。
- 把握した需給状況を踏まえ、それぞれのニーズに対応する共同生活援助事業所の整備方針、見込量等を計画に位置付けることが望ましいです。

② 施設入所支援

■現状と課題

- 国も県も入所施設の規模縮小と地域移行をより一層進めていくと思われる。その中で、施設入所支援の在り方をどのような考えていくのかということとは大きな課題だと考えている。【実務者】

■計画への意見

- 数値目標や見込量もさることながら、横須賀市における施設入所の在り方を考えていくことが必要です。
- 今後、暮らしの在り方を具体的に検討する中で、真に必要とする方の入所施設利用を合わせて検討することが必要です。

③ 自立生活援助

■現状と課題（1）

- 「親亡き後」に一人暮らしとなる障害者の暮らしを支えるために、自立生活援助事業の重要性は今後さらに増していくことが予想される。【相談】
- 日常生活における困りごとなどについて定期的に相談することができ、生活面や健康面などの様々な助言を受けられる自立生活援助事業は、自立を目指す障害者にとって重要であるが、市内の自立生活援助事業所は2か所にとどまっている。【相談】
- 在宅で生活する利用者には、生活全般を隙間なくサポートする仕組みの一つとして「自立生活援助」があるが、事業所数も少なく有効に機能していない。現実には相談支援事業所等が隙間を埋める役割を果たしていると思われる。【在宅】

■計画への意見

- 自立生活援助事業所の整備目標を計画に位置付ける必要があります。
- また、整備目標を踏まえた自立生活援助の見込量を計画に定める必要があります。

■現状と課題（2）

- 地域で暮らす障害者の方にとっては有益なサービスである。実際にどのくらいの方が自立生活援助のサービスを必要とされているのか、ニーズの把握が必要である。**【実務者】**

■計画への意見

- 相談支援事業所等にヒアリングする中で必要量を把握することができると思います。併せて、横須賀市が今後地域移行を推進するにあたり、どのような支援の在り方を想定しているのかということ踏まえて数値目標を設定することが望ましいです。

(4) 相談支援の見込量

計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援

■現状と課題

- 障害者がそれぞれの置かれた状況や特性に応じて適切な支援を受けるためにも、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成は必要不可欠である。**【相談】**
- 市内の相談支援専門員数が障害福祉サービスを受けようとする障害者に対し大幅に不足していることから、サービス等利用計画の作成数が支給決定障害者の数に対して極めて少ない状態にある。**【相談】**
- 相談支援専門員は、多くのサービス等利用計画の作成に忙殺されている。障害者やその家族の相談に応じるという相談支援専門員の重要な役割を十分に果たせていない状況にある。**【相談】**

■計画への意見

- 相談支援専門員の増加策を計画に位置付けることが望ましいですが、少なくとも増加策の検討については位置付けることが必要です。
- 相談支援専門員は、障害者やその家族の相談に応じることが重要な役割であり、この役割を十分に担える就業環境が相談支援専門員にとっての魅力です。相談支援専門員の増加策については、この視点を盛り込むことが必要です。

(5) 障害児通所支援等の見込量

① 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

■現状と課題

- 支援のための仕組みを整備することも必要であるが、医ケア児への支援を担える事業所をどのように増やしていくかということも重要である。他市では医ケア児が他のお子さんと同じように地域で生活できるよう支援の担い手が確保できている事例もある。【こども】

■計画への意見

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、医療的ケア区分に応じて給付費の算定単位が設定されていることを踏まえて、医療的ケア区分の有無に応じて支給見込量を設定することが必要です。

② 医療定期ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

■現状と課題

※ IIの3の②を参照

■計画への意見

- 医ケア児に対する支援は、保護者や学校、事業者等、関係者間の調整を図り、関係者が連携して行う必要があります。そのため、県が実施する「医療的ケア児等コーディネーター研修」の受講勧奨を積極的に行いコーディネーターの養成を進めることを計画に位置付けることが必要です。
- 計画には、医療的ケア児等コーディネーターの配置人数だけでなく、研修受講者数の目標を定めるとともに、研修修了者を配置する事業所の数についても目標値を定めることが望まれます。

2 地域生活支援事業の実施や量の見込

(現行計画「第6章の3」)

(1) 理解促進研修・啓発事業の実施について

(現行計画「第6章の3の(1)」)

■現状と課題

- 障害者に対する偏見・無理解の改善や活動する場所、支援体制が不十分な状況である。**【在宅】**

■計画への意見

- 障害者の生活の充実を図り、生きがいや居場所の環境づくり、生活範囲を広げていくことが望ましいです。

(2) 成年後見制度利用支援事業の見込量

(現行計画「第6章の3の(4)」)

■現状と課題(1)

- 障害者基本法第23条においては、「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない」と規定している。【相談】
- また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条の2においては、障害者及び障害児本人が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定している。【相談】

■計画への意見(1)

- 法の趣旨を踏まえて、横須賀市で暮らす障害者本人が自らの意思で生き方を選択する権利を保障し、意思決定に必要なできる限りの支援を行う旨、計画に示す必要があります。

■現状と課題（2）

- 障害者の成年後見制度利用が円滑になされていない。【在宅】

■計画への意見（2）

- 障害者の成年後見制度の支援については、知的障害者の支援を障害福祉課が、精神障害者の支援を保健所保健予防課がそれぞれ担っています。
- 障害福祉課と距離がある保健所との連携を十分に図っていただき、障害者の成年後見制度利用が円滑に進められるよう配慮願います。
- なお、見込量の記載については、知的障害者と精神障害者を細分化し、よりきめ細かい内容に見直すことが望ましいです。

(3) 意思疎通支援事業の見込量

(現行計画「第6章の3の(6)」)

■現状と課題

- 障害者の情報取得や意思疎通が円滑に行われていない。【在宅】

■計画への意見

- 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法)の趣旨を踏まえて、横須賀市にお住まいの障害者が、その必要とする情報を十分に取得し、利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう取り組む必要があります。
- 現行の計画に位置付けている各事業の進捗状況を精査し、既存の施策・事業を削減することなく、新たにICT・AIなどの技術を取り入れ、障害者の情報保障を目指すよう検討ください。

(4) 移動支援事業の見込量

(現行計画「第6章の3の(8)」)

■現状と課題(1)

- 市においては、個別性に配慮した支給決定をしているとのことであるが、現在の利用者のニーズに沿った支給決定になりえていないとともに、基本的「移動支援事業の運用」に関するルールが不明確である。【移動】
- 支給決定の段階で相談支援事業所や本人、家族からの相談の段階で、総量規制と捉えられるような行政の助言がなされている。【移動】
- 他の障害福祉サービス(重度訪問介護、行動援護、同行援護、通院等介助)との利用のすみわけについて、十分な説明がなされていない。【移動】
- 社会参加の利用促進に関する周知がなされていない。【移動】
- 報酬上の評価が、制度発足以来報酬単価の見直しがなされていないとともに、初回30分単位の評価では従業者の確保が難しい。【移動】
- 通学支援の課題解決の場がない。【移動】
- 数値目標の根拠である過去実績の数値等について正確性に欠けている可能性がある。【移動】

■計画への意見

- 運用に関する「ガイドライン」の策定が必要です。
- 報酬単価と報酬評価の見直しが必要です。
- 通学支援における移動支援の課題は、障害福祉だけの課題ではなく学校教育の場の課題でもあるため、その協議の場が必要です。
- 計画数値の根拠を明確にさせていただくことが望ましいです。

■現状と課題（2）

- 利用者は増加しているが、移動支援を実施する事業所数は先細り傾向にある。移動支援の在り方については、見込量だけではなく、移動支援の仕組みの見直しが必要である。**【実務者】**

■計画への意見

- 横須賀市における移動支援の現状は行き詰まりをみせており、増大する利用者のニーズに対応するためには、制度の抜本的な見直しや新たな取組みの実施を図ることが必要です。計画において、何らかの方向性を示すことが必要です。

IV 第7期計画策定に新たに追加してほしいこと

1 複合的サービス利用の推進【新規】

■現状と課題

- 地域では、障害者単独のケースより、家族や地域と絡み合った複合的課題を抱えたケースが多くなってきている。特に、高齢の親と障害やひきこもりの子との家族問題（80・50問題）は、単純な障害者支援では解決困難であり、他制度（介護保険制度等）や地域資源等と連携し、包括的に対応していく体制が求められる。しかしながら、現状ではそのような連携や包括的支援体制は十分に整っていない。【在宅】
- 80・50問題等家族に対する支援策の一つとして、共生型サービスの活用が考えられる。このサービスは、障害者と高齢家族が同一の事業所を利用できることから、介護福祉との連携が可能となる（例；高齢の親は介護保険サービスの通所介護や短期入所生活介護を利用し、障害者の子は障害福祉サービスの生活介護や短期入所を同一施設内で同時に利用する。）。しかしながら、現状では共生型サービスは認知度も低く、普及も停滞している。【在宅】

■計画への意見

- 80・50問題には、障害者単独ではなく家族の問題として、包括的に関わっていくという視点が必要です。
- そのためにも共生型サービスの理解と普及の促進を図ることは大変重要です。
- そのため方法として以下の2点が考えられます。
 - ①当事者、事業関係者への啓発・周知活動
 - ②関係事業所への支援体制の構築

2 意思決定支援に基づく介護保険サービスとの協働【新規】

■現状と課題

- 65歳を迎える障害者や40歳以上で特定疾病のある障害者が、介護保険サービスを利用とする場合、自己負担の発生など、制度の違いを理解したうえで介護保険サービスの利用を検討することが重要である。しかし、現状、障害福祉サービス事業者と介護保険サービス事業者双方で各サービスに対する理解が十分ではない状況にある。【在宅】
- 65歳以上の入所施設利用者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に移るための体制が十分ではない。【在宅】
- 入所施設利用者の高齢化が進んでいることにより、若年層の入所施設利用が難しい状況が生じている。【在宅】
- 入所施設は高齢者の支援をするための設備や技術が十分に整っているとはいえない状況であり、高齢化した利用者の生活の質（QQL）が十分に保たれているとは言い難い状況にある。【在宅】
- 当事者の生活は連続時間の中にありながら、異なる制度の利用時には制度の違いが障壁となり（特に障害福祉と介護保険の間で顕著）、当事者は制度に翻弄され不利益を被っている。【在宅】

■計画への意見

- 各サービスの中で特に支援の中心となる相談支援専門員及び介護支援専門員に対して、各サービスの理解を深めるための研修や事例検討会等を実施することが必要です。
- 計画において、研修や事例検討会の実施回数を数値目標として定めることが望ましいです。
- 入所施設から介護老人福祉施設等の高齢者施設に移行する目標値を定めて、具体的な取組を促進することが望ましいです。
- 障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスを利用する際に、円滑な情報共有を図る必要があります。そのために、サポートブック等の既存の仕組みを活用することが望ましいです。

3 福祉型障害児入所施設の設置【新規】

■現状と課題

- 現在、本市内には三浦しらとり園以外に福祉型障害児入所施設が存在しない。そのため、横須賀市の児童が市外や県外の遠方の施設に入所せざるを得ない状況にある。三浦しらとり園が県立の施設であることから、これとは別に市内に入所施設を設置し、支援を必要とする横須賀市の児童が市内の入所施設を利用できる環境を整備する必要がある。【こども・実務者】

■計画への意見

- 数値目標として、福祉型障害児入所施設を三浦しらとり園のほか1施設程度設置する旨、位置づけることが望ましいです。

第7期横須賀市障害福祉計画（第3期横須賀市障害児福祉計画を
含む）策定に向けての意見

令和5年（2023年）7月作成

横須賀市障害とくらしの支援協議会

事務局 横須賀市障害者基幹相談支援センター

（横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課内）